

後見制度に関連する組織

社会福祉協議会(しゃきょう)とは
 地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして活動をおこなっている組織です。たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、地域の福祉サービス利用者支援、介護保険制度など、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



地域包括支援センターとは
 介護・保健・福祉の専門職が連携しながら、高齢者やその家族からの様々な相談を受け、支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点です。成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応や介護予防などのケアプランの作成など、高齢者のための様々な事業を行なっています。



お近くの「社会福祉協議会」や「地域包括センター」も相談に応じてくれます。お困りの際は一度相談してみてください。

法律相談のご案内

042-548-2450

**事前
予約制**
お電話で

予約受付時間

9:30~17:00 (土日祝は除く)

相談料金

※2022年10月現在

30分
5,500円
(税込)

延長
15分につき
2,750円
(税込)

債務整理のご相談は
初回30分以内
無料

相談日

月・水・金 12:00~20:00

土(奇数週) 10:00~12:00、13:00~15:00



※予約受付・相談日は、祝・祭日、年末年始を除きます。
 ※左記以外の日をご希望の場合はお問合せください。
 ※詳細は予約電話番号までお問合せください。

弁護士法人多摩パブリック法律事務所
 (本所) 〒190-0012 (東京弁護士会所属)
 東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル2階
 TEL.042-548-2422 (代表) FAX.042-548-2437

お困りの際は、悩まずにまずはご相談を！
 詳しくはホームページをご覧ください。
<http://tamapb-law.jp/>

多摩パブリック 検索



〔別冊〕

たまパブ通信

成年後見制度とは、財産管理についての不安を安心に変える制度です。

Ⅰ 成年後見って・・・？

あなたやあなたの家族の財産管理を、
 一人でできますか？

不安がある

本人に財産の管理が任せられる程度に応じて、
 3つの異なる種類があります。

どの程度、財産の管理を任せられますか？

本人には任せられない

本人に任せられることと、
 管理をお願いしたいことが
 半分ずつくらい

基本的に本人に任せられるが
 重要なことだけ管理を
 お願いしたい

後見

保佐

補助

これだけは
知って
おきたい

成年後見 Q & A

ご家族やご自身による財産管理に不安がある方のために、
成年後見制度というものがあります。
成年後見制度とは一体どういう制度なのでしょうか？

不安・事例

こんなときどうする？

私には遠方に住んでいる父がいます。父は、アパートを所有していて年金以外に家賃収入もあるので、十分生活ができるはずですが、最近頻りに父親からお金を送ってほしいとの連絡が来るようになりました。父は認知症の症状が急に進んだようで、事情を問い合わせても、父自身理解ができていないようです。通帳をみてみたら、預金が急に減っていることがわかりました。どうも、近所に住んでいる親族が無断でキャッシュカードを使い、父親の口座からお金を引き出しているようです。

私は遠方に住んでいるので、父親のお金の管理をすることは難しいのです。父の生活を守るため、こんなときどんな方法がありますか。

このような場合に、お父様に代わって家庭裁判所で選任された人が預金等の財産を管理し、年金や所有アパートの家賃などを他人に勝手に使われないように守り、お父様の生活のために使えるようにする制度が**成年後見制度**です。

その他にも認知症や障がい等が原因で以下のような困難が生じている場合に、成年後見制度の利用が考えられます。

- 収入はあるのに、家賃などの生活に必要な支払いができていない。
- 本人にとって不必要なものを買わされてしまっている。
- 介護施設に入所したいのに手続きをしてくれる親族がいない。



成年後見がはじまったらこうなる

裁判所に選ばれた後見人等がご本人のために必要に応じた支払いや、受け取るべきお金の受領などの財産管理を行います（財産管理）。また、ご本人に必要な介護サービスを決めたり、そのための費用を支払ったりもしますし、ご本人が老人ホームに入る場合の諸手続き（契約、施設費用の支払いなど）を、ご本人に代わって行います（身上監護）。後見人等は、裁判所の監督を受け、きちんと誠実に財産管理をしているか、定期的にチェックを受けます。

◆注意点

後見人等が財産管理をするため、ご本人の管理に制約が生じます。また、一度成年後見制度が始まると、ご本人の財産管理能力が回復したような場合を除いて、途中でやめることはできません。可能な限り制度利用についてのご本人の意思を確認した上で、制度を利用するか否かの判断をすることが必要です。

後見人等への報酬について

財産管理等の業務を行う後見人等には、報酬を請求する権利が発生します。報酬額は裁判所が後見人等が行った業務の内容、ご本人の経済状況等を踏まえて決定します。報酬はご本人の財産からいただくこととなります。ご本人の財産では報酬の支払いが難しい場合、自治体の報酬助成制度が使える場合がありますので、お住まいの自治体でご相談してみてください。

成年後見制度を使うには

成年後見制度の利用方法

利用する制度によって若干異なりますが、ご本人やご家族が成年後見制度の利用を裁判所に申し立て、裁判所の判断を経て、財産管理がはじまります。後見人等を誰にするかについて希望を出すことはできませんが、最終的には裁判所が判断します。

裁判所への申立て自体を弁護士などの専門家に依頼することもできます（弁護士費用の支払いが困難でも法テラス制度を利用できる場合があります。）。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、ご本人ができる財産管理の度合いに応じて、いくつかの種類が用意されています。どの種類になるかは、医師の意見をきいて、裁判所が決めます。

成年後見 ▶ すべての財産管理や身上監護を成年後見人が行います。

保佐 ▶ 借金や不動産等の重要な財産を分する等の行為は、保佐人の同意を得るか、保佐人がご本人に代わって行うこととなります。万が一、ご本人が保佐人の同意なく借金などをしてしまった場合には、その行為を取り消すことができます。保佐人にそれらの行為を代わってやってもらうこともできます。身上監護の一部も保佐人が行うことができます。

補助 ▶ 基本的なことはご自身の判断で行いますが、特に重要でご本人が補助人のサポートを受けたいと考える財産処分行為について、補助人の同意を必要とすることができます。万が一、ご本人が補助人の同意が必要な行為を同意なく行ってしまった場合には、その行為を取り消すことができます。また、補助人に代わってやってもらうこともできます。

※この3つ以外に、契約による成年後見制度として **任意後見制度** というものがあります。

後見人等の類型

後見人等に誰になるかは、最終的に裁判所が決定しますが、以下のような類型があります。

親族後見人 ▶ 家族が後見人等になる

専門職後見人 ▶ 弁護士などの専門家が後見人等になる。

市民後見人 ▶ 社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた市民後見人が後見人等になる。

※ご本人の資産状況、後見人等の類型、後見人等が行うべき業務内容に応じ後見人等の他に後見監査人が選任されることがあります。

後見人がついた結果（事例について）

例えば、本件事例において弁護士が成年後見人に就任した場合どうなるのでしょうか。

成年後見人が財産を管理するので、親族が勝手に預金を引き出すことはできなくなります。父親のお金を無断で持ち出した親族に対しては、成年後見人が、お金の返還を求めて相手と交渉・裁判を行うことも考えられます。また、アパートの管理についても後見人が行うこととなります。これらの成年後見人の活動によって、相談者のお父様の財産的な不安を解消することができます。